

金融機関向けIFRS最新情報

2014年3月の動向_保険契約



保険契約：概要

- IASBは、2014年3月18日の会議で、保険契約の再審議を開始した。
- IASBは、無配当契約 (non-participating contracts) を対象に、以下の点について議論した。
 - 契約上のサービス・マージン (CSM) のアンロック
 - 割引率の変更による影響のその他の包括利益 (OCI) での表示
- 会議における暫定決定の要約は次頁以降を参照。
- 次のステップ
 - 2014年4月の会議では以下の論点の審議を予定している。
 - (1) 保険契約収益
 - (2) IASBがインプットを求めている領域に対するコメントの中で挙げられたその他の論点へのアプローチ
 - 今後には有配当契約の審議が予定されており、その時に、スタッフは無配当契約の暫定決定を再検討する必要があるかどうか、検討する予定である。
 - IASBは、2014年中に審議を終了し、2015年に最終基準書を発行する予定である。

. 当資料は、IAS Plusの掲載記事 (<http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2014/march/insurance>) を基に、IASBの議事をまとめたものである。

保険契約: CSMのアンロック (1/2)

- スタッフは、IASBにCSMのアンロックに関連した3つの提案をアジェンダペーパー2Aから2Cの中で行った。

(アジェンダペーパー2A)

- 2013EDの以下の提案を再確認する。
 - 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、CSMに加算又はCSMが負の値とならない範囲でCSMから減算する。
 - 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、直ちに純損益に認識する。
- 審議会は、満場一致でスタッフの提案に同意した。

(アジェンダペーパー2B)

- 以前に純損益を通じて損失を認識した場合、その後の見積りの有利な変更は、将来のカバー又は他の将来のサービスに関連する以前の損失を戻し入れる範囲で純損益に認識することを提案。
- スタッフは、企業がマージンを追跡し計算する際に、損失が将来のカバー又は他の将来のサービスに関連しているかどうかを判定する必要があることを強調した。
- 審議会は、満場一致でスタッフの提案に同意した。

保険契約: CSMのアンロック (2/2)

(アジェンダペーパー2C)

- 将来期間のカバー及び他の将来のサービスに関連するリスク調整の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額についても、CSMに加算又はCSMが負の値とならない範囲でCSMから減算することを提案。結果として、現在及び過去の期間で提供されたカバー及び他のサービスに関連するリスク調整の変動は純損益に認識される。
- 数名の理事が、CSMをリスク調整の変動について調整した場合、単一マージン・アプローチの使用を再検討したり、又は特定の種類の契約について実務上の便法として単一マージンの使用を認めることを議論することになるのかどうか質問した。スタッフは、特に保険料配分アプローチを採用するロング・テールの契約や潜在的に不利な契約については、2マージン・アプローチが財務諸表利用者により良い情報を提供すると考えているとの見解を繰り返した。実務上の便法は複雑性が増す一方で、得られる便益も限られる可能性があるとして述べた。
- 別の理事が、リスク調整が割引率の変更によって影響を受ける場合にCSMは割引率の変更による影響に対してアンロックしてはならないという原則と不整合が生じないか、質問した。スタッフは、リスク調整が割引率の変更によって影響を受けることを認めたとうえで、将来の会議でこの論点を議論するつもりであると述べた。
- 企業レベルでリスク調整を算定する企業に対して、CSMに対して調整するためにリスク調整をポートフォリオ・レベルへ配分することが強制されることになると、理事の1人が指摘した。別の理事がリスク調整の算定は究極的にはポートフォリオ・レベルで行われると考えているとの見解を述べた。スタッフは、この見解を支持するとともに、フィールド・テストにおいて企業はリスク調整をポートフォリオ・レベルで算定していたことを述べた。
- 審議会は、満場一致でスタッフの提案に同意した。

保険契約：割引率の変更による影響のOCIでの表示(1/3)

- コメント提供者の過半数が割引率の変更による影響をOCIで表示することを強制すべきではないとコメントしていたことを述べ、スタッフは審議会に3つの提案をアジェンダペーパー2Dから2Fの中で行った。

(アジェンダペーパー2D)

- 2013EDでの提案と同様に割引率の変更による影響の表示にOCIを利用することを提案した上で、以下の提案を行った。
 - 変更による影響を純損益で表示することを許容するオプション
 - 報告期間における割引率の変更による影響に関する情報の開示
- 3名の理事は、OCIの利用を棄却することを支持した。他の理事は、OCIの利用を支持した上で、オプションの提供についても暫定的に支持したが、その利用のための条件を理解した上で最終的な立場を明らかにすることを希望した。2名の理事が、そのオプションを取消不能とすることを選好した。
- OCIの利用に反対した理事の1人は、OCIアプローチを維持するのであれば、無配当契約についてOCIで表示する金額を算定するために、保険業界が有配当契約について提案した裏付資産の利回り(book yield method)と同様の方法を使用することについて、スタッフはさらに調査すべきであると指摘した。
- 投票の結果、スタッフの提案に13名の理事が賛成し、3名の理事が反対した。

保険契約：割引率の変更による影響のOCIでの表示(2/3)

(アジェンダペーパー2E)

- 割引率の変更による影響を純損益又はOCIのいずれかで表示することを会計方針の選択として行い、ポートフォリオ内のすべての契約に対して適用する提案を行った。
- 理事の多くが、潜在的な会計上のミスマッチに対応できるように、企業にはオプションを提供する必要があると考えていた。そのうち少数の理事は、そのオプションを取消不能とすべきと考えていた。より多くの理事が、オプションを取消不能とすると、将来発生する可能性のある会計上のミスマッチに対応したり、経済状況の変化に対応してALM戦略を見直したりすることが、十分に柔軟性をもって行えなくなることを懸念しているように思われた。その理事は、オプションを会計方針の選択とすることで、この柔軟性が得られると考えた。
- 一部の理事が、IAS第8号の会計方針の変更についてのガイダンス(特に、(1)会計方針変更の遡及適用、(2)類似の取引に整合的な会計方針を適用する要求事項、(3)会計方針変更は取引の影響について信頼性とより目的適合性のある情報を提供しなければならないという要求事項)がこのオプションに対してどのように適用されるのかについて質問した。
- 会計単位としてポートフォリオを用いることが適切かどうかについても相当議論が行われた。スタッフは、ポートフォリオが細かすぎるレベルで定義されるかもしれないという懸念を認識した上で、2010EDで使用されていた、より幅広な定義の採用を再検討すべきかもしれないと指摘した。ある理事は、定義の変更はこの領域には有用かもしれないが、不利な契約テストでは問題を生じるであろうことをコメントした。
- 投票の結果、スタッフの提案に13名の理事が賛成し、一方で3名の理事が反対した。

保険契約：割引率の変更による影響のOCIでの表示(3/3)

(アジェンダペーパー2F)

- 割引率の変更による影響について、以下の情報を開示することを提案。
 - (保険契約のすべてのポートフォリオ)
最低限、以下の事項について包括利益に含まれる金利費用総額の分析を開示する。
 1. 現在の割引率を用いて測定される金利費用
 2. 報告期間における割引率の変更による保険契約の測定額への影響額
 3. 報告期間においてCSMを調整することになる予想キャッシュ・フローの変動の、保険契約の当初認識時の割引率を用いて測定した現在価値と、現在の割引率を用いて測定した額との差額
 - (割引率の変更による影響がOCIに表示されている保険契約のポートフォリオ)
最低限、以下の事項について包括利益に含まれる金利費用総額の分析を開示する。
 1. 報告期間に純損益で表示される保険契約の当初認識時の割引率での金利費用
 2. 報告期間におけるOCIの変動額
- 理事の1人が、割引率の変更による影響の取扱いを会計方針による選択とした審議会の暫定決定により、この開示事項は更新する必要があるかもしれないとコメントした。
- 投票の結果、スタッフの提案に15名の理事が賛成し、一方で1名の理事が反対した。

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited